

No.	質問	回答
1	事業対象者は対象になるのか。	要支援の方でも介護予防ケアマネジメントは対象外です。 担当する利用者によって、介護予防ケアマネジメントが必要な可能性がある場合には、同行訪問、三者契約を検討するなど包括支援センターと連携を図ってください。
2	現在地域包括支援センターから委託を受けている要支援者は、指定を受けた後はどのようなになるのか。	地域包括支援センターからの委託による実施方法も引き続き可能なため、委託元のセンターと相談し、利用者ごとに今後どちらが直接実施するか、利用者の希望も確認し決めてください。 指定事業所が介護予防支援を行う場合は新規に利用者と契約締結を行ってください。
3	指定を受けなかった場合でも、これまでどおり地域包括支援センターからの委託を受けて介護予防支援を行うことは可能か。 また、指定を受けたうえでも委託を受けることは可能か。	いずれの場合も可能です。
4	米子市以外の被保険者は担当できるのか。	米子市以外の被保険者はその市町村からの指定がないと担当できません。 もし他市町村の利用者も担当したい希望があれば、まず該当市町村へ相談等行ってください。 ただし、住所地特例適用の方（特例施設入居中で米子市住民だが、保険者は他市町村の場合）は、米子市に所在がある事業所は担当することができます。
5	指定を受けた後の地域包括支援センターとの関わり方はどうなるか。	指定を受けた後も、引き続き必要に応じて相談、連携等が可能です。
6	利用者との契約書はどのように準備したらよいか。	利用者との契約書、重要事項説明書については事業所（法人）で準備していただくことになります。
7	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受け介護予防支援を提供していた利用者について、指定を受けたことで、直接提供をするようになった場合、初回加算は算定できるか。	算定可能。ただし、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要があります。 （介護保険最新情報vol.1 2 4 5 問 7 参照）
8	総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）の米子市のサービスコード表、単位数表マスタ（CSV）は掲載があるか。	米子市のホームページに掲載しておりますので、各事業所の報酬請求システムに取込等行ってご使用ください。 ホームページ掲載場所 トップ>市の組織>福祉保健部>長寿社会課>介護保険・介護認定に関すること>介護予防・日常生活支援総合事業>介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード